

休日の部活動の段階的な 地域移行に関する説明会

燕市教育委員会

発表の流れ

① 休日の部活動の段階的な地域移行について

② 燕市の取組について

③ 質疑応答

発表の流れ

① 休日の部活動の段階的な地域移行について

② 燕市の取組について

③ 質疑応答

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

令和3年度

[国]

- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議
- ・文化部活動の地域移行に関する検討会議

[県]

- ・新潟県部活動改革検討委員会

[拠点地域モデル事業]

- ・長岡市
- ・村上市
- ・胎内市
- ・妙高市

令和4年3月

地域運動部活動制度設計の手引き

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかつたり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

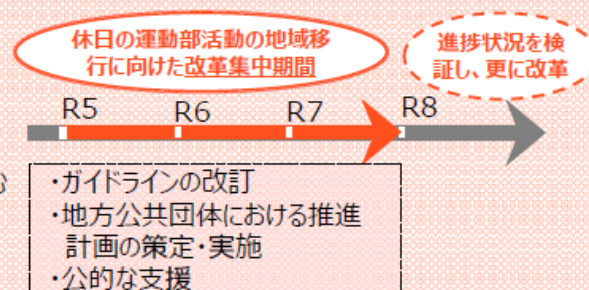
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なコースに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の**スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

- | | | | |
|------------------|---|----------------|---|
| 新たなスポーツ環境 | ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保 | 大会 | ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援 |
| スポーツ団体等 | ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討 | 会費や保険 | ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請 |
| スポーツ指導者 | ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
・指導者の確保のための支援方策の検討 | 学習指導要領等 | ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す |
| スポーツ施設 | ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・スポーツ団体等に管理を委託 | | |

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

	現状と課題	求められる対応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

※公立中学校等における文化庁活動を対象

文化庁活動の
意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す
姿勢

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには**地域社会を豊かにすることにつながる**。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の
方向性

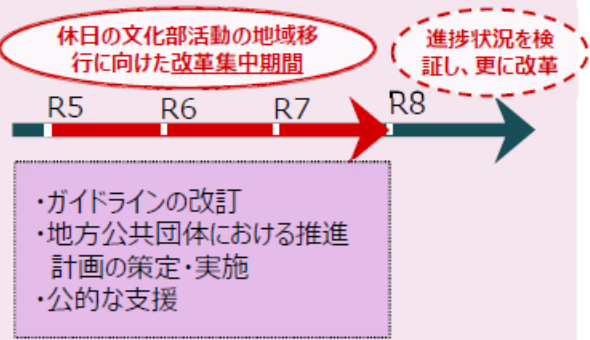
○まずは、**休日の文化庁活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○平日の文化庁活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への
対応

新たな文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
文化芸術団体等、指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルール策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、 文化芸術団体等 （地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設 の他、地域の 社会教育施設、文化施設等 も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
文化芸術団体等の整備充実 ・ 指導者の質・量の確保方策 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化庁活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
活動場所の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。 ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

現状と課題	求められる対応
<p>大会の在り方 (第5章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
<p>会費の在り方 (第6章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
<p>保険の在り方 (第7章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
<p>関連諸制度等の在り方 (第8章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
(誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働)

令和4年9月



経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 最終提言
「未来のブカツ」ビジョン（概要版）



[令和4年7月] 令和4年度 第1回 新潟県部活動改革検討委員会

休日の部活動の段階的な地域移行に係る準備の進捗状況と今後の課題

令和4年7月 保健体育課

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月1日/スポーツ庁等)
令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る

準備の進捗状況

これまでの県教育委員会の対応

- ◆有識者による「新潟県部活動改革検討委員会」を開催
 - ・令和2年度、3年度で計5回開催
 - ・地域移行の課題解決の方策等を協議
 - ・地域移行の方針を「生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立」と定める
- ◆国事業を活用したモデル事業を県内4市で実施
- ◆関係団体等への周知、意見交換を実施
- ◆令和4年3月に「地域運動部活動制度設計の手引き」を作成

- 市町村教育委員会(新潟市を除く)の準備状況(令和4年度)
- 12市町村のべ41競技で地域移行を開始予定
 - 28市町村で準備会議等を実施予定

課題と今後の対応

地域移行の課題

- 受け皿団体と指導者の確保
- 指導者の資質向上
- 運営経費と受益者負担の整理
- 市町村によって異なる準備
- 保護者、関係者の理解促進

国検討会議提言(令和4年6月)

- 令和7年度末を目途に地域移行
- スポーツ団体の運営経費の支援を検討
- 困窮する家庭への支援を検討
- 地域スポーツ団体も参加可能とする大会見直し
- 都道府県は推進計画を作成する

今年度の県教育委員会の対応

- ◇モデル事業 部活動改革検討委員会の継続実施
- ◇準備が遅れている市町村の個別支援
- ◇指導者向けの研修コンテンツの作成
- ◇大学と連携した運営主体創出の取組
- ◇関係部局や関係団体と連携し「県の推進計画」作成

休日の部活動の地域移行後の中学生の運動機会

活動の種類（運営主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
民間のクラブチーム (アルビレックス、JSSなど)	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
地域のクラブチーム (スポ少、市町村協会、NPO、町道場など)		競技力向上 ＞運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的委少ない 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
競技団体主催の活動	◇国体強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 ＞競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
地域運動部活動 市町村教育委員会を中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。		運動機会確保 ＞競技力向上	本年度実施の、国事業のモデル地域において検証

新潟県推計人口(令和3年4月1日現在)に見る年齢別推計人数

県全体の年齢別推計人口

県全体	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	12,548	15,139	17,367	18,795
15歳人口に対する割合	66.8%	80.5%	92.4%	

市町村別の年齢別推計人口(減少割合が特に顕著な市町)

A市	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	202	313	353	416
15歳人口に対する割合	48.6%	75.2%	84.9%	

B町	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	8	13	20	33
15歳人口に対する割合	24.2%	39.4%	60.6%	

発表の流れ

① 休日の部活動の段階的な地域移行について

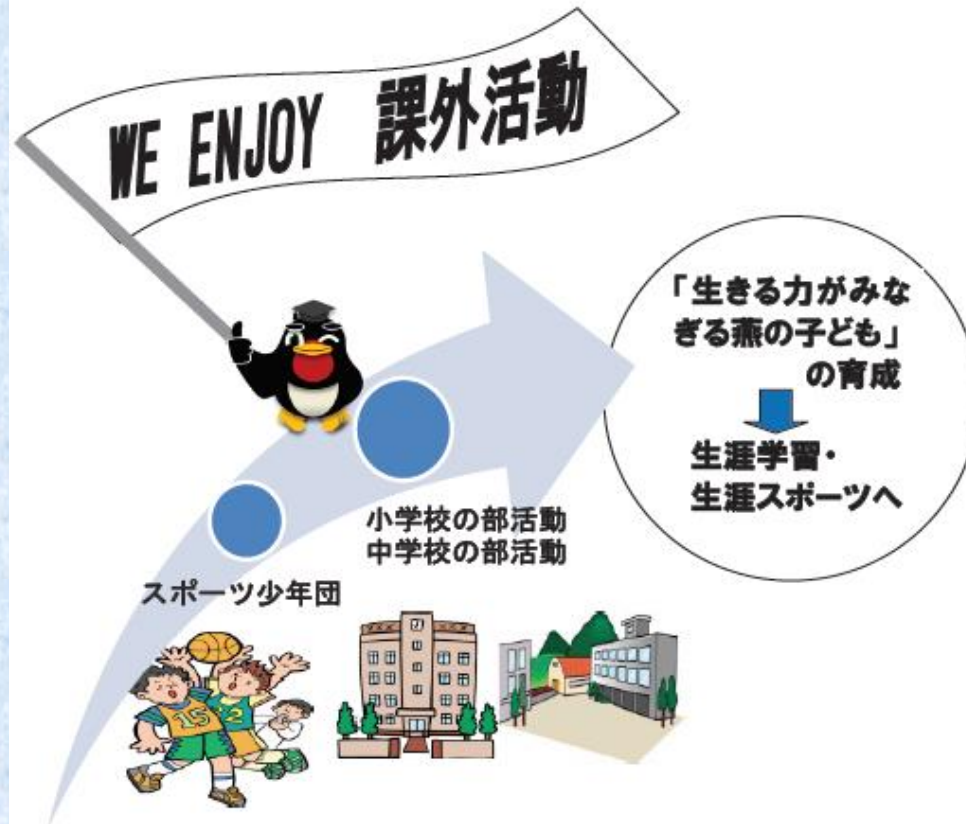
② 燕市の取組について

③ 質疑応答

燕市小中学校

いきいき課外活動の在り方に係る方針

【概要版】



燕市教育委員会

平成 31 年 3 月

基本方針

- ◎ 児童生徒の知・徳・体のバランスの取れた成長を促すために、課外活動に適切な休養日と活動時間を設定します。
- ◎ 小・中学校における教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- ◎ 中学校の部活動以外にも体力や技術の向上を目指したい等の生徒のニーズを踏まえた仕組みをつくります。

<基本方針の実現に向けた取り組み>

- 方針の策定等（中学校）
- 課外活動の適正な運営に係る研修
- 部活動用指導手引の普及・活用
- 部活動指導員の配置（中学校）
- 適切な指導の実施（体罰・ハラスメントの根絶）
- スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入

適切な休養日・活動時間の設定

<中学校一国のガイドラインと県の方針に準じて設定>

- 休養日について
 - ・適当たり2日以上の休養日（平日1日以上、週休日等≠1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
 - ※週休日等とは、土日祝日と学校閉庁日のこと。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
 - ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 活動時間について
 - ・平日は2時間程度、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度とする。
 - ・朝練習は、原則禁止とする。ただし、大会前等でやむを得ず行う場合は、1日の活動時間に含める。
 - ・大会や練習試合等においては、土日に活動が続いたり、活動時間が3時間以上になったりすることがあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。特に、日曜日の練習終了時刻に留意する。

<小学校>

- 休養日について
 - ・平日は週2日以上の休養日を設ける。
 - ・土日祝日や学校閉庁日は休養日とする。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
 - ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 活動時間について
 - ・1日、1時間程度とする。
 - ・季節によって期間が限られている活動については、目標とする大会等に向けて短期間に集中して活動する。

<スポーツ少年団>

- 休養日について
 - ・単位団の活動の目安は、週2～3回を原則とし、年間で概ね160回を超えない範囲とする。（3回×52週＝156回）
- 活動時間について
 - ・平日2時間程度とする。後片付けを含む全ての活動を、21時までに終了する。（ただし、1～3年生は1回の活動時間を60分～90分程度とし、20時までに全ての活動を終了することが望ましい。）
 - ・休日の活動時間は、3時間程度とする。

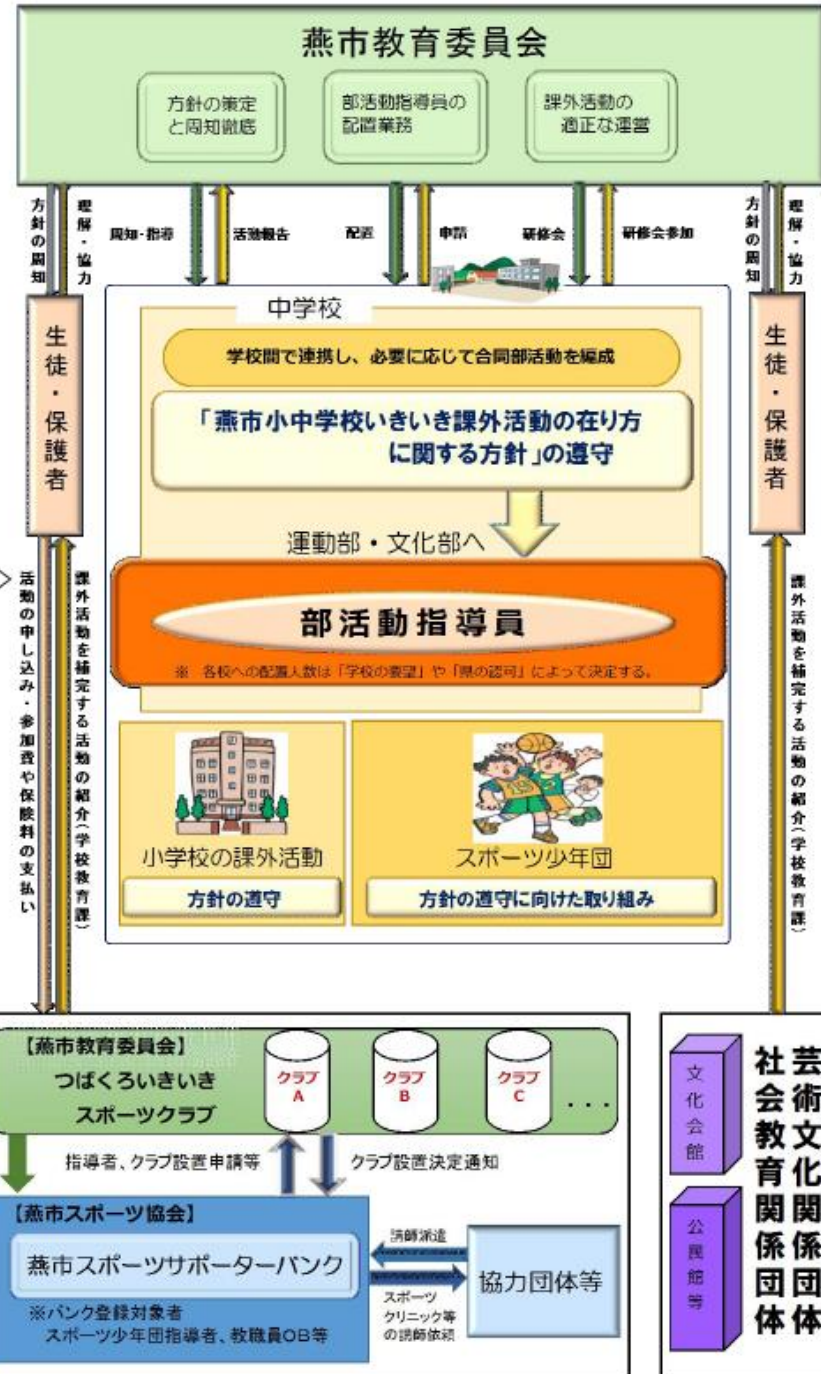
生徒や保護者のニーズを踏まえた環境の整備

<運動部活動について>

部活動を補完する仕組みとして「つばくろいきいきスポーツクラブ」を学校教育課に設置し、部活動の他に体力や技術の向上を目指したい生徒を募集する。運営業務については、燕市スポーツ協会に委託をする。

<文化部活動について>

芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携などを進めることにより、公民館等で活動している各種教室や講座を紹介する。



燕市立中学校の中学生には 日曜日につばスポがある



「学校の部活動は引退したけど、スポーツは続けていきたい！
これを機に、別のスポーツに挑戦したい！」
「新人大会を受けて、さらになんぼってやりたい！」
つばスポは、そんなあなたの思いにこたえます。

募集中!

令和元年度 つばくろいき いきスポーツ クラブ



陸上クラブ 活動中
【指導者】燕市陸上競技協会所属の方
かけっこ大好き 集まれ!
個の目的に合わせた運動プログラムを用意し、自主トレや部活動に戻って仲間や後輩の指導ができるようにサポートします。
＜主な練習内容＞
速く走るための動きづくり（ビデオ撮影・動作分析）、体幹トレーニング、コンディショニングなど

バドミントンクラブ 活動中
【指導者】元実業団トナミ運輸所属の方
Let's バドミントン!
バドミントンの基礎を中心に、レベルに合わせた幅広いコースで、レベルアップできるようサポートします。
＜主な練習内容＞
ステップ、フットワーク、ラケットワーク、基本姿勢、正確なショットの打ち方

野球クラブ
【指導者】燕市スポーツ協会所属の方
野球したい人 集まれ!
野球の基本から、自分にあった体の動かし方（4スタンス理論）を学び、ケガをしない身体づくりをサポートします。
＜主な練習内容＞
体幹トレーニング、4スタンス理論、ケガをしないインナーマッスルの鍛え方など

バスケットボールクラブ
【指導者】スポーツ少年団所属の方
バスケやろうぜ!
初心者、経験者、それぞれにあった練習メニューを用意し、個の技術力の向上をサポートします。
＜主な練習内容＞
基本姿勢、ボールハンドリング、ドリブル、シュート・ディフェンス姿勢など

バレーボールクラブ 活動中
【指導者】燕市バレーボール協会所属の方
初心者大歓迎!
初心者、経験者、それぞれにあった練習メニューを用意し、基本的な技術の向上をサポートします。
＜主な練習内容＞
サーブ、レシーブ、トス、スパイクなど

**日曜日に月2、3回
地域のスポーツをしませんか。**
燕市は、つばくろいきスポーツクラブ（つばスポ）を
本年度、5つ 設置しています。

令和5年度から休日の部活動をも、 段階的に地域に移行していきます。

令和2年9月に文部科学省が、中学校の休日の部活動について、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進めることを示しました。そして、令和4年6、8月に出された部活動の地域移行に関する提言で、令和5年度から3年間を改革集中期間とすることが示されました。これを受けて、燕市でも実施に向けた準備を進めています。大切なことは、生徒の休日の活動機会を確保するため、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備していくことです。
燕市では、令和元年度から、この「つばくろいきいきスポーツクラブ」を設置しています。スポーツ協会は運営主体として、生徒が休日にスポーツを行える環境を提供しているものです。新潟県内では、他市に先駆けて実施された先進的な取組で、地域移行に対応した活動です。本年度は、9月現在、3つのスポーツを開始しています。多くの生徒からの参加をお待ちしています。

令和4年度 つばくろいきいきスポーツクラブ		
クラブ名	活動場所	活動時間
陸上クラブ 【活動中】	三条・燕総合グラウンド、 燕中グラウンド、他	日曜 9:00 - 11:00
バレーボールクラブ 【活動中】	小池中・燕北中学校体育館	日曜 9:00 - 12:00
バスケットボールクラブ	燕中・吉田中・分水中学校体育館	日曜 9:00 - 11:00
野球クラブ	スポーツランド燕 (野球場、屋内練習場)	日曜 13:00 - 15:00
バドミントンクラブ 【活動中】	粟生津小学校体育館	日曜 9:00 - 11:00

【本年度後半の活動予定】 *毎月3回程度、日曜日の開催を原則として行います。
【10月】2、16、23、30日 【11月】20、27日 【12月】4、11、18日
【1月】9、15、22日 【2月】5、19、26日 【3月】5、12、19日
*予定については、登録いただいた後、競技ごとに連絡があります。
(スポーツにより記載と実施日時が異なることがあります。ご了承ください)

☆バスケットボール・野球クラブを開始する場合、開始が決まりましたら、初回の日などをあらためて連絡します。

○主催：燕市教育委員会 学校教育課 ○期間：令和4年度中（令和5年3月まで）
○対象：燕市立中学校在籍の「中学1年生～中学3年生」の希望者

つばくろいきいきスポーツクラブについて
【費用】○保険料：年間800円 ○参加費：1回500円
〈支払いについて〉
◇保険料は、納入通知書（振込用紙）を郵送しますので、金融機関窓口または市役所1階の窓口①でお支払い願います。
◇参加費は、11月上旬（5～10月分）4月上旬（11～3月分）に、「500円×参加した回数」の金額を示した納入通知書（振込用紙）を郵送しますので、金融機関窓口または市役所1階の窓口①でお支払い願います。
【その他】
○会場までの送迎は、各家庭でお願いします。
○クラブの欠席確認や中止等の連絡は、「マチコミ」メールを活用します（参加者は、登録をお願いします）。
○不明な点に関するお問合せは、担当までお願いします。

応募状況に応じて、クラブの
開設や実施日を決定し、マチ
コミを通じてご連絡します。

申込方法 燕市ホームページで確認ください

申込みは学校を通さず、燕市公式ホームページ上の、「かんたん申請」の申込フォームによる、インターネットでの申込みになります。
燕市ホームページ
「子育て・教育」→「学校教育」
→「各種事業」→「燕市つばくろいきいきスポーツクラブ」
<https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kyoiku/1/58/689.html>



担当：燕市教育委員会 学校教育課
指導係 篠崎・楢
0256-77-8191

部活動の在り方検討委員会の目的

**令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を踏まえて、
燕市では今後どのような部活動の在り方とするのがよいか。**

⇒生徒の休日のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、地域が運営主体となるスポーツ・文化活動を実施できる環境をどのように整備していくか。

新潟医療福祉大学 教授
(部活動等に識見を有する者)

燕市立燕中学校校長
(市内中学校長)

燕市立吉田中学校教諭
(市内中学校の教職員)

燕市立燕北中学校教諭
(市内中学校の教職員)

燕市スポーツ協会専務理事
(燕市スポーツ協会関係者)

燕・弥彦PTA連絡協議会副会長
(中学校の生徒の保護者)

燕市立燕中学校 部活動指導員



部活動通信
第1号 ~今後の部活動の在り方について~

令和 3年 12月 22日
発行 燕市教育委員会
学校教育課
Tel 0256-77-8191
Fax 0256-77-8188

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえて、
今後の部活動の在り方について検討を進めています

令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進めることを示しました。内容は、添付の資料①のとおりです。スポーツ庁は、運動部活動の地域移行に関する検討会議を立ち上げ、令和4年7月をめどに提言をまとめるとしています。休日に地域が運営主体となるスポーツ・文化活動ができる枠組みや、指導を希望する教員の兼職兼業の仕組みを作ること、その人材の確保など、数多くの解決すべき課題があります。令和5年度からの段階的な地域移行に向けて、国、県、市町村で実施に向けて検討や準備を進めています。新潟県は、本年度、新潟県部活動改革検討委員会を立ち上げ、4市をモデル市とするなどして取り組んでいます。燕市教育委員会でも、今後の部活動の在り方について検討を進めています。大きなポイントは、次のとおりです。

ポイント	進めていること
生徒の休日の活動機会を確保するため、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備	<ul style="list-style-type: none"> つばくろいきいきスポーツクラブの運営・拡充 部活動と土日の課外活動に関する生徒調査の実施(令和4年1月) 地域による文化活動ができる環境に関する検討(令和3~4年度) 保護者に向けた周知を進める(令和3年度~)
休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築	<ul style="list-style-type: none"> 「部活動の段階的な地域移行」に関する教員実態調査の実施(今回依頼) 部活動や休日の活動に関する保護者アンケートの実施(令和3年度内) 「燕市部活動の在り方検討委員会」の実施(令和3~4年度)
部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築	

令和3年度後半では、次のようなスケジュールでの検討を予定しています。

時期	予定
令和3年12月~令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> 「部活動の段階的な地域移行」に関する教員実態調査アンケートの実施 部活動と土日の課外活動に関する生徒調査の実施
令和4年1~3月	<ul style="list-style-type: none"> 燕市部活動の在り方検討委員会 第1回を開催 保護者への案内文書の発行、保護者アンケートの実施

この度、この通信の送付と合わせて、教職員の皆様にも、「部活動の段階的な地域移行」に関する教員実態調査アンケートもお願いし
取り、Google フォームにて、令和4年1月12日(

教員向け通信



部活動通信
第1号 ~今後の部活動の在り方について~

令和 4年 1月 6日発行
発行 燕市教育委員会
学校教育課
Tel 0256-77-8191
Fax 0256-77-8188

令和5年度から休日の部活動を、
段階的に地域に移行していきます。

令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進めることを示しました。これを受けて、全国、全県の市町村で「地域部活動」の実施に向けた準備を進めています。概要については、裏面の「新潟県教育委員会広報誌『かけはし』」の説明をご参照ください。

これを受け、燕市でも実施に向けた準備を進めています。大切なことは、**生徒の休日の活動機会を確保するため、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備していくこと**です。燕市では、令和元年度から「つばくろいきいきスポーツクラブ」を設置しています。これは、スポーツ協会の運営主体として、生徒が休日にスポーツを行える環境を提供しているものです。新潟県内では、他市に先駆けて実施された先進的な取組です。本年度複数回、生徒や保護者の皆様にご案内をしており、現在、陸上、バレーボール、バスケットボールが活動しています(バスケットボールは1月23日無休日体幹会で開始)。積極的に参加いただければ幸いです。

燕市では、本年より「燕市部活動の在り方検討委員会」を立ち上げ、つばくろいきいきスポーツクラブの活用等をきめて、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備するための議論を深めていきます。保護者の皆様にも、今後も、情報提供を進めていきます。

アンケートご協力お願い

市内中学校の生徒にとって、部活動以外で休日にスポーツや文化活動を実施できる、より良い環境を整えられるようにするため、1・2年生の保護者の皆様にも、部活動や土日の課外活動に関する興味を持っていただき、**中学校保護者向け通信**読み取っていただき、令和4年1月26日(水)までにご回答をお願いいたします。質問は10問(3~5分)です。ご多用とは存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【部活動の地域以降に関するQ&A】

Q: 今まで休日に学校で教師が行っていた部活動を、地域の人が教師の代わりに実施する、ということですか。

A: 地域が運営主体となって行う休日の部活動は、学校の部活動とはことなるものです。学校の部活動とは別に、地域団体の責任の下でスポーツ・文化活動が実施されていくことになります。

Q: 令和5年度から、休日の学校での部活動がなくなって、地域が運営主体となる地域部活動だけになるのですか。

A: 『かけはし』や上述の通り、休日の部活動を、「段階的」に地域に移行することが示されています。なので、段階的に、地域に移行が進んでいくものとお考えください。

Q: 休日の地域による文化部の活動は行われませんか。

A: 地域による文化活動も行えるように、燕市部活動の在り方検討委員会で検討していきます。

- ・第1回を踏まえ、事前に、教員に地域の方の部活動への関わり方についてアンケート調査を行い、それも踏まえて、第2回検討委員会を行った。



〈第2回 部活動の在り方検討委員会を受けて〉

- ・競技団体や地域の特性によって、様々な違いがあるので、部活動の地域移行だからすべて同じように移行するというのはうまくいかない。競技や地域の特性によって柔軟にやっていくことが必要。



- ・スポーツごとの検討会を実施し、燕市のスポーツごとの地域の関わり方を基に、今後の在り方について検討する。

【スポーツ分科会】陸上・バスケットボール・バレーボール・バドミントンの4スポーツで実施。



部活動通信

～今後の部活動の在り方について～

第2号

令和 4年7月22日
発行 燕市教育委員会
学校教育課
Tel 0256-77-8191
Fax 0256-77-8188

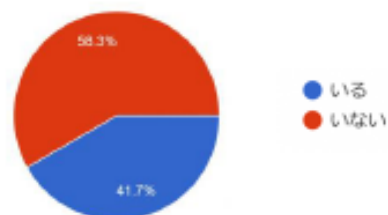
「燕市部活動の在り方検討委員会」の検討を踏まえて、
「スポーツ分科会」でスポーツごとの検討を進めます。

令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行については、令和4年6月6日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」において、改革の方向性等が示されました（提言の概要は、添付①の通りです）。

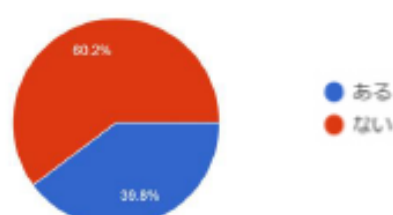
燕市部活動の在り方検討委員会は、昨年度2月25日に1回、本年度7月8日に第2回を実施し、特に令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を踏まえて、生徒の休日のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、地域が運営主体となるスポーツ・文化活動を実施できる環境をどのように整備していくか、について検討を進めてきました。議論を重ねる中で、「部活動の地域移行をすべて同じように進めていくことは難しい。競技や地域の特性によって柔軟にやっていくのが必要」であるとの考えに至り、平日・休日での部活動及び部活動以外の各スポーツ・文化活動において、地域（学校の教師以外）の人の関わりについてアンケートを行いました。教員の皆様におきましては、短いアンケート実施期間にも関わらず、ご協力頂きましたことに、心から感謝申し上げます。

その結果、スポーツ・文化活動ごとに、様々な形で地域の人に関わっていることがわかりました。

Q12 休日の部活動で、「学校の教師以外」の人で、指導を行っている人はいますか。



Q15 休日の部活動以外で、生徒は、社会教育関係団体や保護者会、スポーツ少年団等で活動することがありますか。



このことを踏まえて、まずスポーツにおいて、「スポーツごとに、各校の部活動顧問、各校で活動に関わってくれている保護者や指導者の方、スポーツ協会や競技団体の方が集まり、①部活動及び部活動以外での地域の人の生徒への関わりについての現状を確認・共有し、②その実態を踏まえて、今後、休日で取り組める地域での活動の在り方を考える」スポーツ分科会を設置することとしました。

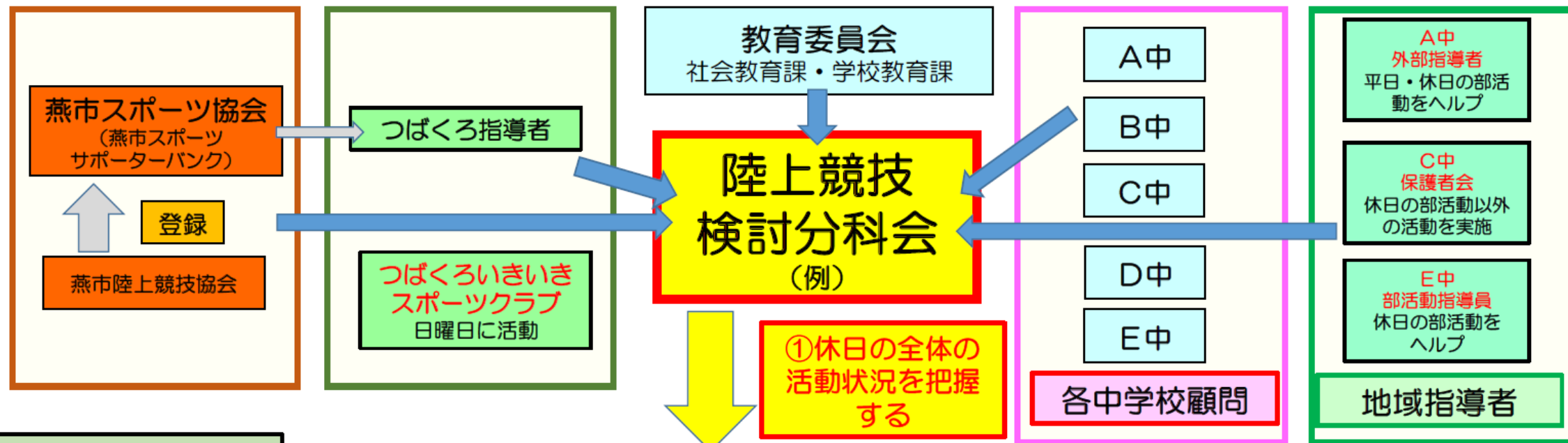
そこでまず、陸上競技、バスケットボール、バレーボール、バドミントンの4つのスポーツを対象として分科会を実施して、その課題や成果を集約し、そこから他スポーツ等にも広げていくことを考えています。イメージは、添付②の通りです。

教員の部活動顧問の皆様におきましては、分科会への参加や、平日頃、部活動及び部活動外で指導に関わってくださっている地域の方への連絡調整などをお願いすることになります。令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行にあたり、生徒にとって、そのスポーツが実施できる、多様で魅力的な選択肢を提供することができるように、そして地域の方の思いが反映されるように、ひいては教員の皆様の働き方改革に資するように、進めてまいります。分科会等へのご協力を、引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

資料：①「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」概要（3枚）

②「燕市 部活動の在り方検討委員会「スポーツ分科会」イメージ図」（1枚）

燕市 部活動の在り方検討委員会「スポーツ分科会」イメージ図



現状でわかったこと

燕市スポーツ協会
(燕市スポーツサポーターバンク)
休日1日 1人(2人)派遣可
場所問わず
相手問わず

つばくろいきいきスポーツクラブ
日曜日 2人
三条・燕総合グラウンド
複数校参加

A中 外部指導者
土曜日 1人
A中
A中のみ

C中 保護者会
土曜日 1人
C中
C中のみ

E中 部活動指導員
土曜日 1人
E中
E中のみ

令和5年度から実施する (例:「月に1回」「第2・第4土日(産業カレンダー休み)」など)

②これを踏まえて在り方を検討

つばくろいきいきスポーツクラブ
日曜日 2人
三条・燕総合グラウンド
複数校参加

「A中 外部指導者」「E中 部活動指導員」
(スポーツ協会) (学校顧問)
土曜日 2人
A中 E中
複数校参加

「C中 保護者会」
(スポーツ協会) (C中顧問)
土曜日 2人
C中
C中 + 近隣校

[令和4年9月] 第3回 部活動の在り方検討委員会

検討にあたっての 整理事項

1 部活動の在り方に関する方針・考え方について

＜これまでに出た意見等＞

- 単に部活動を地域に移行するのではなく、本来あるべき子どもたちのクラブライフ（自主的・主体的な参加）を地域で担っていくことが大切
- 生徒が夢をもつてのびのびと活動のできる環境を整備する方向で、より実情に合った、スポーツ環境整備、子どもたちのために何ができるかを考えていきたい。
- 競技団体や地域の特性によって、様々な違いがあるので、部活動の地域移行だからすべて同じように移行するというのはうまくいかない。競技や地域の特性によって柔軟にやっていくことが必要。

2 運営方針・運営主体について

3 コーディネーターについて

4 指導を希望する教員への対応について

5 指導者の確保や研修について

6 保護者の負担について

7 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について

8 休日の部活動の段階的な地域移行の見通しについて

9 その他について



第1号

いきいき課外活動通信

令和 4年9月 14日
発行 燕市教育委員会
学校教育課
Tel 0256-77-8191
Fax 0256-77-8188

令和5年度から中学校の休日の部活動を、 段階的に地域に移行していきます。

令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、中学校の休日の部活動について、**令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進める**ことを示しました。そして、令和4年6月6日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」が、8月9日に「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」が出され、**令和5年度から3年間を改革集中期間とすることが示されました**。これを受けて、全国、全県の市町村で、地域移行に向けた準備・検討を進めています。

燕市では、昨年度より「燕市 部活動の在り方検討委員会」を設置し、燕市のこれからの部活動の在り方について、既に3回開催して、検討を行っています。大切なことは、**生徒の休日の活動機会を確保するため、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備していくこと**です。これまでの検討では、「部活動の地域移行をすべて同じように進めていくことは難しい。競技や地域の特性によって柔軟にやっていくことが必要」であるとの考えから、複数の競技において、競技ごとの分科会を開いて、現在の地域の方々の部活動への関わり方についての情報を共有し、どのような形で地域の方を主体とする活動が実施できるかについても検討しています。

今後、12月末までにさらに2回の開催が予定されており、検討委員会において、今後の燕市の部活動の在り方に関する提言が出される予定です。提言では、令和5年度からの部活動の段階的な地域移行のスケジュールや、生徒の課外活動の機会をどのように充実させていくかが示される見込みです。提言が示されましたら、その内容を改めてお知らせいたします。

【部活動の地域以降に関する Q&A】

Q：学校の部活動が、なくなるということですか。

A：令和5年度から、「休日」の部活動が、「段階的」に地域に移行されます。したがって、部活動が、なくなるわけではありません。

Q：令和5年度から、休日の学校での部活動がなくなって、地域が運営主体となる活動だけになるのですか。

A：休日の部活動を、「段階的」に地域に移行することが示されています。「段階的に」とは、①「実施されるスポーツ・文化活動の範囲が段階的に拡大される」、②「実施されるスポーツ・文化活動の回数が段階的に拡大される」の2つの意味で理解できると考えられます。

Q：今まで休日に学校で教師が行っていた部活動を、地域の方が教師の代わりに実施する、ということですか。

A：地域が運営主体となって行う休日の部活動は、学校の部活動とは異なるものです。学校の部活動とは別に、地域の方が主体となってスポーツ・文化活動が実施されていくこととなります。

Q：平日の部活動は、地域移行しないのでしょうか。

A：休日における地域の環境の構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の環境の構築に取り組むことを基本とすることが示されています。平日の部活動の地域移行も視野に入れますが、まずは休日の部活動から地域移行を行っていきます。

生徒が地域の活動を選択するイメージ図

Aスポーツ

「もっと力をつけたい」
子をターゲットとした
クラブ

「楽しんでやりたい」
子をターゲットとした
クラブ

生徒

Bスポーツ

「Bスポーツをやってみたい」
子に対応したクラブ

C文化活動

複数の場所で実施できるよ
うにしたクラブ

自分の興味に応じて、
地域の活動を選ぶ

社会教育関係団体

競技団体協会・連盟

燕市総合型スポーツクラブ

燕市スポーツ少年団

生徒の選択肢となり得
る団体や活動

スポーツ・文化活動の
民間クラブの活動

今後の見通しについて

9月14日（水）	・ 中学1・2年、小学校4～6年の保護者・教員・スポーツ協会関係者に向けて情報発信
9月30日（金）	・ 吹奏楽分科会第1回の実施
10月7日（金）	・ スポーツ協会関係者、社会教育関係団体などに説明会。
10月21日（金）	第4回 検討委員会
11月以降	・ 4スポーツの分科会第2回の実施
12月中	第5回 検討委員会
年内	・ 教職員、中学1、2年、小学校4～6年の保護者等に向けて、提言の情報について発信

休日の部活動の段階的な地域移行について

[大切なこと]

・少子化等の社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していく。

[進め方]

・「燕市」の「各スポーツ・文化活動」の現状を踏まえて、様々な地域の方に関わっていただき、上記環境の整備を段階的に目指していく。

・興味関心がある団体がありましたら、ぜひ今後関わっていただければ嬉しいです。

発表の流れ

① 休日の部活動の段階的な地域移行について

② 燕市の取組について

③ 質疑応答